様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

令和2年7月10日

□ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◉ 知事　　○ 市区町村長等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	106-3
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei-jouhou/dokuji20191009.html

執行機関名　福井県知事

私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）または高等学校等専攻科に在学する生徒または学生の保護者等（就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。十四の項において同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの（私立の高等学校等）
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福井県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年福井県条例第四十三号） 別表第1の2の項 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在学する生徒または学生の保護者等（就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。十四の項において同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第3条	福井県私立高校生等奨学給付金交付要領　第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第3条　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条　県は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減することを目的として福井県私立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		福井県私立高校生等奨学給付金交付要領